

お知らせ

許可指定事項

- ・保険医療機関
- ・難病指定医療機関
- ・生活保護指定医療機関
- ・自立支援（精神）指定医療機関
- ・被爆者一般疾病医療機関

診療報酬施設基準

- ・糖尿病合併症管理料
- ・持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定
- ・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと運動しない持続測定器を用いる場合）
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料

明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しております。そのため当院で処方する薬剤は後発医薬品になることがあります。ご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。

特定疾患療養管理料から生活習慣病管理料への移行について

令和6年6月1日の診療報酬の改定において、糖尿病・高血圧症・脂質異常症で通院の患者様は「特定疾患療養管理料」が廃止になり、個人に応じた療養計画に基づき、専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行することとなりました。

患者様には食事や栄養指導とともに目標設定など、個々に応じた「療養計画書」を4ヶ月に1度作成し、署名（サイン）をいただく必要があります。ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

また医師の判断のもと、患者様の状態に応じ「28日以上の長期処方」又は「リフィル処方せん」の交付が可能となります。

一般名処方について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方せんを発行すること）を行う場合があります。一般名処方することによって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

医療情報取得加算の算定について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナンバーカードを健康保険証として使用することができます。

マイナ保険証の利用を通じて他院での診療情報、特定健診の情報をオンライン資格確認システムより取得・活用し、質の高い医療の提供に努めています。

令和6年12月より通常の健康保険証が廃止となり、マイナンバーカードと健康保険証が一体となったマイナ保険証を提示していただき受付で確認させて頂く事となりました。

医療情報取得加算・・・1点（初診時）

医療情報取得加算・・・1点（再診時　3月に1回に限り算定）

医療 DX 推進体制整備加算

当院では、診察・治療・薬剤処方等における情報を最適な形で活用し、患者様へ質の高い医療の提供に努めてまいります。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカードのご利用にご協力をお願いいたします。

当院では、令和6年10月よりマイナ保険証の利用実績に応じた加算を、下記のとおり算定致します。

医療 DX 推進体制整備加算 2 10点（初診時）

外来感染対策向上加算・発熱患者等対応加算

当院では新興感染症の発生時等に自治体の要請を受けて発熱外来を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。

感染管理者である院長が中心となり、スタッフ一同、院内感染対策を推進いたします。

標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、スタッフ一同それに従い院内感染対策を推進していきます。

院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施いたします。

感染対策に関して協力医療機関と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

感染性の高い疾患が疑われる場合は、受診歴の有無にかかわらず一般診療の方と分けて対応致します

外来感染対応加算 6点（初再診時 月1回）

発熱やその他感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウィルス感染症等）が疑わしい場合は診察時間帯を指定させていただき、一般診療と分けた診療スペースを確保して対応します。感染防止対策を講じた上で診療を行った場合、初診または再診にかかわらず月1回算定を行います。

発熱患者等対応加算 20点

文書料に関するお知らせ

診察料（初診料、再診料、往診料、出張料）、検査料は含みません。

- | | |
|----------------------------------|------------|
| 1. 健康診断書・一般診断書・証明書 | 3300円（税込み） |
| 2. 裁判所用診断書・弁護士会用診断書（複雑なもの） | 5000円（税込み） |
| 3. 生命保険用診断書・証明書 | 5000円（税込み） |
| （死亡診断書・障害診断書・廃疾診断書、口頭説明のみの場合も含む） | |
| 4. 生命保険・損害保健会社 医師等面談料 | 5000円（税込み） |
| （要予約/30分以内） | |